

令和6年

寒河江市農業委員会第10回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第10回総会

日時 令和6年10月25日（金）午前9時00分

会場 ハートフルセンター2階 多目的ホール

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野敏行	2番 五十嵐博志	3番 斎藤幸宏
4番 渡邊慎一	5番 熊坂浩行	6番 川越卯一郎
7番 鬼海和幸	8番 菖蒲修	9番 渡邊正

事務局

事務局長 渡邊健一	事務局長補佐（総括） 高子英晴
事務局長補佐（農地担当） 日下部靖広	総務係主任 木村龍一
農地係主任 土田修	農地係主事 芳賀遼太郎

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について

議事

- (1) 議題40号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議題41号 事業計画変更申請書の審議について
- (3) 議第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第43号 非農地証明願の審議について
- (5) 議第44号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時03分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第10回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、9名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べる事ができますので、申し添えます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして、議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、8番氏家委員、10番大泉委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 はい、ご苦労様でした。ただいまの報告について、質問は
ございませんか。

(発言なし)

木村議長 質問がないようですので、事務局から他にありませんか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第40号から議第44号までの議案について、一括上程
します。

- (1) 議第40号「農地法第3条の規定による許可処分につ
いて」
- (2) 議第41号「事業計画変更申請書の審議について」
- (3) 議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請
書の審議について」
- (4) 議第43号「非農地証明願の審議について」
- (5) 議第44号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第40号から議第44号まで、一括上程いたしま
す。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めま
す。

片桐会長職務代理者、報告をお願いします。片桐会長職
務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

去る、10月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条新規就農案件1件（事業計画変更申請同時申請）、農地法第5条の許可申請案件1件及び非農地証明願案件2件の合計4件を審査しました。

議第40号「農地法第3条の規定による許可処分について」順位55番、議第41号「事業計画変更承認請求書の審議について」順位3番同時申請となっており、農地転用許可を受けましたが、農地として利用する計画となっています。

西根地区の案件になります。申請地は、大字西根字高畑の農地で、譲受人の自宅の近くにあります。「新規就農希望者の農地に係る申し合わせ」に基づき、「取得農地の利用計画書、営農計画書」によると、新規就農を希望する譲受人は、西根在住の49歳の男性です。

農業を営もうとする理由ですが、営農計画書等によりますと、元々農家の家に生まれたが、ほとんど興味が無く手伝いをしないでいた。40代に入ってからようやく日々口になっている野菜作りに興味を持ち始め、家庭菜園を始めたが、奥の深さに驚き、栽培や収穫の楽しみも味わい、今後農地を持って本格的に農業を取組んでいきたいと考えるようになったとのことでした。

現地調査を行ったところ、防草シートが張られており、一部には砂利が敷かれておりました。

春から夏は、ネギ、さといもを栽培し、秋からはキャベ

ツ、ブロッコリーを栽培する計画です。砂利が敷かれている部分は3年かけて半分にし、開拓して耕作面積を増やす計画となっています。

今後、農地として利用していくとのことですので、事前審査会においては、異議なしとされたところですが、地区審査でも十分な審査をお願いします。

議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」順位36番、大字寒河江字鶴田、ヨークベニマルの北側、寒河江工業高等学校に行く道路沿いで、歯科医院建築用地への転用案件です。

申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地であり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

議第43号「非農地証明願の審議について」順位15番、寒河江地区の案件です。

申請地は元町二丁目の土地で、平成元年5月に自宅を新築し、35年経過し、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

順位16番、高松地区の案件です。

申請地は大字谷沢字奥山の土地で、周りの田がやめていき、堰払いができなくなり、水も取れなくなり、平成16年4月から田として利用できなくなり、原野として現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

なお、この土地は農業振興地域農用地区域内にあり、非農地となった場合は農地法の適用は受けませんが、農振法の適用を受ける土地になり、開発の際には所要の手続きを行う必要があります。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところですが、

以上であります。各地区における十分な審査をお願い

しまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

はい、ご苦労様でした。

ただいまから、地区審査に入ります。

審査時間は、30分程度とし、9時30分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前9時 7分

再開 午前9時38分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第40号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。
山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

議第40号「農地法第3条の規定による許可処分について」、5ページをお開きください。

(議案書順位54番朗読)

54番についての申請地は、柴橋中郷地区内の農地となり、柴橋地区農業委員より現地の案内をしていただきました。後藤委員より現地を案内していただき、10月13日に寒河江・南部地区農業委員、推進委員で現地の確認を行ってまいりました。

場所でありますけれども、柴橋地区内の最上川にかかる此の木橋を通過して、中郷地区内の西側に位置しています。

菅原さんにおいては、現在40歳で就農2年目であります。現在、さくらんぼとスモモを栽培しており、今後、更なる経営規模の拡大を図ることから、何ら問題はないと判断して参りました。事前審査会、地区審査会でも異議がございませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。11番、鈴木です。

同じく5ページをお開きください。

(議案書順位55番朗読)

所在は市道、日田・八鞆線の巡回バスの北部ルートにあたる東宝停留所のすぐ南側であります。自宅からもさほど離れていない場所になります。

10月18日の事前審査の時に出席委員全員で現地を確認してまいりました。

申請どおりであれば何ら問題はないと判断し、本日の地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。

影沢委員。

影沢委員

はい、議長、2番、影沢です。
5ページをお開きください。

(議案書順位56番朗読)

この案件については、10月14日、高松・醍醐地区農業委員、推進委員で現地調査をしました。現地が西根地区のため、芳賀委員より、案内、説明をしていただきました。

現地は国道112号線のバイパス沿いで農協のスタンドから高松の方に行ってもなくの信号機のない十字路の右側にある園地であります。

ただ、2つ地番がありまして、1筆はさくらんぼが植栽なおったのですが、2、3年栽培しておらず荒れた状態であったということです。

芳賀委員より農地パトロールにおいて遊休農地と判断したということです。

また、もう1筆については何も耕作はされておらず、草だらけの状態です。

両方の遊休農地を助成金で解消して、更にさくらんぼを栽培していくと借人が申しておりますのでよろしくお願ひしたと思います。

また、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位54番から56番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第40号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第40号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第41号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。11番、鈴木です。

議第41号「事業計画変更申請書の審議について」

7ページをご覧ください。

(議案書順位3番朗読)

先ほど、審議いただいた3条のとおり、申請人の当初、計画者と承継者は親戚関係で■■■■さんは元々、天童市の蔵増出身でお父さんがそこで農家をしており、そのお父さんの指導を受けながら、自分でも農地を耕作したいので、計画を変更したいというような申請でした。10月18日の事前審査会で、出席委員全員で現地を確認してまいりました。

計画どおりであれば、地区審査でも異議ありませんでした。よろしくをお願いします。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位3番は以前に農地転用許可を受けた土地を農地として利用するもので、先程議第40号農地法第3条の規定による許可処分、順位55番において許可と決定となっており、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見ないようですので、採決いたします。

議第41号「事業計画変更申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員、賛成ですので、議第41号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

9ページをご覧ください。

(議案書順位35番朗読)

10月13日に寒河江・南部地区農業委員また推進委員で現地の調査を実施しました。

場所につきましては、JA南部支所から東へ進んだ高屋集落内に位置します。譲受人の■■■■さんは、現在、家

族でアパートに住んでいることから、申請地を購入しまして住宅を新築する予定となっております。周囲はすでに住宅、建物等が立ち並んでおりますので、計画どおりであれば何ら問題ないと確認してまいりました。

事前審査会、また本日の地区審査会においても異議はございませんでした。

続きまして順位 36 番。

(議案書順位 36 番朗読)

この案件につきましては10月18日に開催されました事前審査会において、出席された農業委員、推進委員、事務局にて現地の確認をしてまいりました。

場所につきましては、東北グンゼ工場のちょうど道路向いになります。

周りはすでに住宅街となっており、申請どおりであれば何ら問題ないと当日の出席者で判断してまいりました。

なお、本日の地区審査でも異議はありませんでした。

続きまして順位 37 番。

(議案書順位 37 番朗読)

この案件については10月13日に寒河江・南部地区農業委員、推進委員で現地を確認してまいりました。

場所は南部高屋地区内でありまして、以前、皆で巡回しました農業法人庄和農園のさくらんぼ団地の付近になります。

譲受人の神保さんにおいては現在、アパート暮らしのため、申請地を購入し自宅を建築することから、計画ど

おりであれば、何ら問題ないと確認してまいりました。

なお、周囲はさくらんぼとかぶどう園がございますけれども、農地への影響も抑えられると判断しました。

よって、事前審査会、地区審査会でも異議はございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。

奥山委員。

奥山委員

はい、議長、15番、奥山です。

同じく9ページをご覧ください。

(議案書順位34番朗読)

10月14日に柴橋地区の農業委員と推進委員とで現地確認を行いました。

現地はすぐ近くにヤマザワ西店とツルハ中郷店がありますけれども、その駐車場の間が市道になっておりまして、これをずっと東の方に10mから20mほど行ったところに申請地があります。

申請地の一方は畑となっておりますが市道を除いて、周囲は住宅地となっているようなところであります。

もう一方は、申請書の書類の中に、理由書という記載がありまして、宅地と勘違いしていたため、当該農地を農機具小屋として使用している状態でした。

いずれにしましても、申請地は、住居と宅地に隣接するような所になりますし、まわり全体も住宅というような立地条件から申請どおりの条件であれば何ら、

問題ないと判断しました。

地区審査会でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位34番、順位35番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は農用地区域外にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位36番は歯科医院建築用敷地への転用申請となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと判断します。

順位37番は住宅建築用敷地の転用申請となっております。申請地は農用地区域外にある農地で、10ヘクタール未満の規模の一団の区域内にある農地で、第3種農地の区域に近接する区域にあり、宅地化が見込まれており、第2種農地と判断します。第2種農地は申請地に代えて周辺の土地を供することにより事業の目的を達成することが認められる場合は原則許可できませんが、集落に接続しており、代替性もなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれの農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。
ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。
議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員、賛成ですので、議第42号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第43号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。
議第43号「非農地証明願の審議について」
11ページをご覧ください。

(議案書順位 15 番朗読)

10月18日の事前審査会に出席されました農業委員、推進員、事務局で現地の確認を行ってきました。

場所につきましては、寒河江市立中部小学校の東側、すぐ隣ということで、住宅街であります。

事前審査会、地区審査会でも異議はございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。
影沢委員。

影沢委員

はい、議長、2番、影沢です。

11ページをご覧ください。

(議案書順位 16 番朗読)

10月18日事前審査会に出席した農業委員、推進委員で現地調査を行いました。

現地は谷沢のスーパー農道を通る道路でありまして、谷沢から大江体育館に抜ける道路になるのですが、申請地は雑林であって何もできない状況です。耕作することが困難であると確認してきました。事前審査会でも耕作することが困難であると判断しました。

地区審査会でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

いずれも20年以上、非農地となっており、やむを得ないと考えます。なお順位16番についてですが、申請地は農振農用地区域内の農地で、非農地証明願より非農地となった場合でも農振除外ではないため、農振法の適用を受ける土地となります。現地調査を行った結果、非農地、原野化しており、周辺の状態を考えると、今後、農地、田として利用することは、できないと判断され、非農地とすることは問題ないと思われまます。非農地決定となった場合、依然として農振農用地区域内の土地であるため、調査員の意見欄に「なお、農振法農用地区域内のある土地である。」と記載し、申請者に交付してはいかがでしょうか。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

なお、事務局から説明ありましたとおり、順位16番については、農振法、農用地区域内にある土地であるということでもありますので、今、説明のあったとおり文言を加えて地権者に送付するという形をとってもよろしいでしょうか。というような提案を踏まえて、意見があればよろしくをお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第43号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第43号は、原案のとおり決定しました。次に、議第44号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地審査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

議第44号「農用地集積計画書の審議について」14ページをご覧ください。

(議案書朗読)

15ページの集計表をご覧ください。

寒河江地区、1筆畑面積0.01ヘクタール。合計でも0.01ヘクタールとなっております。

農地中間管理事業案件についてはいずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しており、地区審査会でも異議はございませんでした。以上で

す。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。
影沢委員。

影沢委員

はい、議長、2番、影沢です。

14ページをご覧ください。

(議案書朗読)

15ページの集計表をご覧ください。

高松地区1筆、樹園地0.13ヘクタール、合計でも
0.13haとなっております。

農地中間管理事業案件については、いずれの農地も市
街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農
地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しま
した。地区審査でも異議ございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局か
ら説明をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則
第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員および事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第44号「農用地利用集積計画書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第44号は、原案のとおり決定しました。

これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時11分

令和6年10月25日

第10回総会 議長 木村 三紀

議事録署名委員 8番委員 氏家 理香

議事録署名委員 10番委員 大泉 孝彦